

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定に基づき、廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の集金業務の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「各種団体」とは、市民の自治組織、婦人団体、環境衛生協議会等をいう。

(受託の申込み)

第3条 手数料の集金業務の委託を受けようとする各種団体または個人は、所定の申込書を市長に提出しなければならない。

(委託契約の締結)

第4条 市長は、前条の申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、所定の委託契約書により委託するものとする。

(連帯保証人)

第5条 市長から手数料の集金業務等の委託を受けた各種団体又は個人(以下「受託者」という。)のうち、個人については、連帯保証人を1人立てなければならない。

2 連帯保証人は、本市に住所を有し、市民税又は固定資産税が年額5,000円以上であり、かつ、納期限までに完納している者で、市長が承認した者でなければならない。

3 連帯保証人は、受託者が市又は第三者に損害を与えたときは、受託者と連帯して賠償の責めを負わなければならない。

(受託者の業務)

第6条 受託者の業務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 市長が定める地域内の手数料の納入義務者から手数料を集金し、市へ納付すること。

(2) その他市長が必要と認めること。

(手数料の収納)

第7条 受託者は、手数料を収納した場合は、ただちに領収書に押印し、これを納入義務者に交付しなければならない。

(収納金の納付)

第8条 受託者は、指定の納付期日までに、所定の受託収納金納付書を添えて、収納金を出納員へ納付するものとする。ただし、月の中途において分納することができる。

(委託料の算定基準)

第9条 市長は、受託者に対し完納1件につき92円を支払うものとする。

2 件数による当月の収納率により、前項の額に、1件につき次の額を加給するものとする。

(1) 当月の収納率100パーセントのとき 40円

(2) 当月の収納率99パーセント以上100パーセント未満のとき 37円

(3) 当月の収納率98パーセント以上99パーセント未満のとき 33円

(4) 当月の収納率97パーセント以上98パーセント未満のとき 28円

(5) 当月の収納率96パーセント以上97パーセント未満のとき 19円

(6) 当月の収納率95パーセント以上96パーセント未満のとき 16円

(7) 当月の収納率90パーセント以上95パーセント未満のとき 5円

(8) 前月までの未納分を60パーセント以上収納したとき 11円

3 前2項の額には、消費税及び地方消費税を含む。

4 第2項の収納率の算定に当たって、収納すべき件数に納期限までに収納できないもので調定の過誤、納入義務者の転出等受託者の責めによらないと市長が認めるものがあるときは、これを算定に係る件数から除外する。

(身分証明書の携帯)

第10条 受託者は、業務執行にあたり、所定の身分証明書を常に携帯し、関係人からの請求があつたときは、呈示しなければならない。

(各種団体の代表者の変更等の届出)

第11条 受託者である各種団体の代表者に変更があつたとき、または代表者が住所、氏名等を変更したときは、所定の変更届によりすみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(委託の取り消し)

第12条 市長は、受託者が次の各号の一に該当するときは、委託契約を解除するとともに、委託を取り消すことができる。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 業務の遂行が不相当と認められたとき。

(3) 収納率が当月分につき90パーセント未満の期が3期以上におよぶとき。

(4) 受託者から契約解除の申し出があつたとき。  
(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年6月1日から適用する。

附 則(昭和47年3月7日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日前において、改正前の倉敷市汚物取扱手数料の徴収委託に関する規則の規定により各種団体と締結している汚物取扱手数料集金業務等委託契約書および汚物取扱手数料集金業務の受託者に交付している身分証明書は、この規則の規定により締結した廃棄物処理手数料集金業務等委託契約書および廃棄物処理手数料集金業務の受託者に交付した身分証明書とみなす。

附 則(昭和48年3月30日規則第19号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月26日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第2項第1号の規定は、昭和49年度分の委託料から適用し、昭和48年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年5月1日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第9条の規定は、昭和50年度分の委託料から適用し、昭和49年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年3月25日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第1項の規定は、昭和51年度分の委託料から適用し、昭和50年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年3月31日規則第15号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月7日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年3月20日規則第15号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日規則第17号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日規則第19号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月30日規則第23号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年6月30日規則第40号)

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日規則第24号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月1日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日規則第20号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月22日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年2月4日規則第4号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月25日規則第12号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月18日規則第21号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日規則第41号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日規則第22号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日規則第45号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第30号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年5月31日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市廃棄物処理手数料の徴収委託に関する規則の規定は、平成7年度分の委託料から適用する。

附 則(平成8年3月29日規則第23号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第46号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月26日規則第86号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日規則第24号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

4 この規則(第4条、第5条及び第10条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。